

**相談事業の活動実績と
ご相談内容等について**
(平成 26 年上期)

平成 26 年 10 月 10 日

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

(円滑化グループ)

目 次

第1章 はじめに

1 機構の相談事業について	1
2 平成26年上期の概要	1
(1) 賠償を巡る状況と機構の対応	1
(2) 活動実績	1
(3) ご相談内容の傾向	2

第2章 相談事業の活動実績

1 福島県内での相談事業	3
2 福島県外での相談事業	5
(1) 山形県・新潟県における相談事業	5
(2) 10都県における不動産賠償説明会・個別相談会	5
(3) 機構本部（東京）における相談事業	7
(4) 弁護士会委託の相談事業	7
3 相談事業全体の活動実績	7

第3章 機構に寄せられたご相談内容の概要

1 対象期間	9
2 ご相談件数	9
3 ご相談者の事故時居住地	9
4 ご相談内容の総数と主な分類	10

第4章 ご相談内容の詳細

1 損害賠償の内容に関するもの	11
(1) 精神的損害について	12
(2) 生命・身体的損害について	13
(3) 一時立入費用・帰宅費用について	13
(4) 就労不能損害について	14
(5) 除染費用・検査費用について	14
(6) 住居確保損害について	14
(7) 財物価値の減少・喪失について	15
(8) 生活費増加分・避難費用について	18
(9) 営業損害について	19
(10) 対象者要件について	19
(11) 損害賠償の終期について	20
2 請求手続・支払に関するもの	20
3 生活全般に関するご相談	21
4 行政・東電の取組姿勢に関するもの	23
(参考1) 相談事業の活動実績	
(参考2) 自主的避難の方々からのご相談内容	

第1章 はじめに

1 機構の相談事業について

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」）は、原子力損害賠償支援機構法（平成23年法律第94号。原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成26年法律第40号）により改正、以下「機構法」）により、平成23年9月12日に設立されました（設立当時名称「原子力損害賠償支援機構」、平成26年8月18日に現名称へ変更）。そして、平成23年10月31日から、機構法に基づき福島県内外で無料の対面式による法律相談や、機構本部（東京）での電話による無料の情報提供等の相談事業を実施・展開しています。

機構では、こうした相談事業の活動実績や、相談事業を通じて寄せられたご相談内容等を、これまで概ね半年毎に集計、公表しています。今回、平成26年上期（1月1日から6月30日まで）に実施した法律相談事業について取りまとめました。

2 平成26年上期の概要

(1) 賠償を巡る状況と機構の対応

平成26年上期は、平成25年12月26日に原子力損害賠償紛争審査会により発表された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」（以下「中間指針第四次追補」）で示された新たな賠償項目（住居確保に係る損害や、移住を余儀なくされたことによる精神的損害など）が、被害者の方々の関心事項となりました。特に、住居確保損害は、生活再建に大きく関わる賠償である一方、その内容が複雑であることから、機構は住居確保損害を中心テーマとした説明会を、福島県内だけでなく、平成26年2月から避難者の多い10都県でも展開しています。

また、前期に引き続き、機構では、福島県内で3つの実施形態の相談会（仮設住宅巡回・借上入居者等向け・常設会場）を行っているほか、福島県外では、10都県での相談会の他に、機構本部（東京）の相談窓口（電話・対面）、都道府県弁護士会への委託による相談事業を推進し、全国の被害者の方を支援しています。

(2) 活動実績

平成26年上期の活動状況は、福島県内における相談受付件数が1,554件（仮設住宅：627件、借上住宅等：127件、常設会場：800件）、福島県外が2,378件（10都県：343件、各都道府県弁護士会委託：385件、機構本部（相談：159件、情報提供：1,491件）となり、全国合計としては3,932件と前期の3,726件から増加しました（7頁【図表－5】）。

福島県内について見ますと、仮設住宅の巡回相談は南相馬市等のように多いところで

は14巡目に入っております。仮設住宅向けの巡回相談における受付件数は減少傾向にあります。借上住宅向けの相談会では横這い状態にあり、常設会場での相談件数については増加した結果、相談受付件数は全体としては微減となりました。また、住居確保損害等の新規の賠償項目を中心に説明する全体説明会への参加者は、764人と前期の442人から大きく増加しています。

10都県での相談会は、上期の期間だけで59か所で開催しましたが、全体説明会への参加者は713名となり、個別相談では343件の相談を受け付けました(6頁【図表-4】)。

このように、新たな賠償項目をテーマとした説明会参加者が大幅に増加しており、関心が高いことがわかります(4頁【図表-3】)。

(3) ご相談内容の傾向

機構に寄せられたご相談内容を下記の①から④に分類すると、「損害賠償の内容に関するもの」が約7割、「請求手続・支払」に関するものが2割を占めており、これは平成25年下期と傾向は変わりません(10頁【図表-9】)。

- ① 「損害賠償の内容に関するもの」の中では、「財物価値の減少・喪失」に関するご相談が約3分の1となっており(11頁【図表-10】)、平成25年下期に引き続き、財物賠償が被害者の方々の高い関心事項であることがわかります。「財物価値の減少・喪失」の中では、居住用不動産に関するご相談が最も多く(16頁【図表-18】)、次いで「定型評価に基づく賠償額は低すぎる」といった不動産に付随する要望(17頁【図表-20】)、「高額家財など個別事情を勘案してほしい」といった動産(家財道具)に関する相談が多くなっています(17頁【図表-21】)。住居確保損害については、土地建物の新たな取得(移住)に関するご相談や、制度内容を知りたいというご相談が多くありました(15頁【図表-16】)。
- ② 「請求手続・支払に関するもの」の中では、「和解仲介の申立方法を教えてほしい」といった和解仲介(ADR)に関するご相談が約3分の1と、平成25年下期と同様に最も多くなっています(20頁【図表-28】)。
- ③ 「生活全般に関するご相談」については、「除染を早期に完了してほしい」など「除染・廃棄物」に関するご相談が今期は最も多くなりました(22頁【図表-30】)。
- ④ 「行政・東電の取組姿勢」については、「警戒区域の見直しにおいて、賠償について区域毎に差異を設けずに一律に賠償してほしい」といった「対象区域」に関するご要望が増加しています(23頁【図表-32】)。

第2章 相談事業の活動実績

1 福島県内での相談事業

福島県内では、平成23年10月から、【図表-1】に記載した3つの形態の相談事業を展開しています。仮設住宅や借上住宅入居者等対象の巡回型相談会では、個別法律相談に加え、弁護士が特定のテーマを説明したり座談会形式で質疑応答したりする形の説明会を併せて開催することもあります。平成26年6月末までに機構の個別相談会に参加いただいた方々は延べ12,548組となり、説明会に参加いただいた方々は6,912人に達しました。

6ヶ月ごとの相談実績の推移を見ると、平成24年上期（平成24年1月～6月）が最も多く、以降減少傾向にあります。平成26年上期はその減少幅が緩やかになりました（【図表-3】）。仮設住宅での相談件数が減り、借上住宅、常設会場における相談の比率が高くなっているのも特徴です。

また、平成25年下期と比較して、個別相談件数は微減していますが、全体説明会の参加者は大幅に増加しています。機構は、平成26年から中間指針第四次追補の解説を中心とした説明会を行っていますが、被害者の方々の間でも中間指針第四次追補の内容を知りたいというニーズが高く、機構の説明会がこのようなニーズに沿ったものであることが、説明会参加者増加の理由の一つではないかと考えられます。

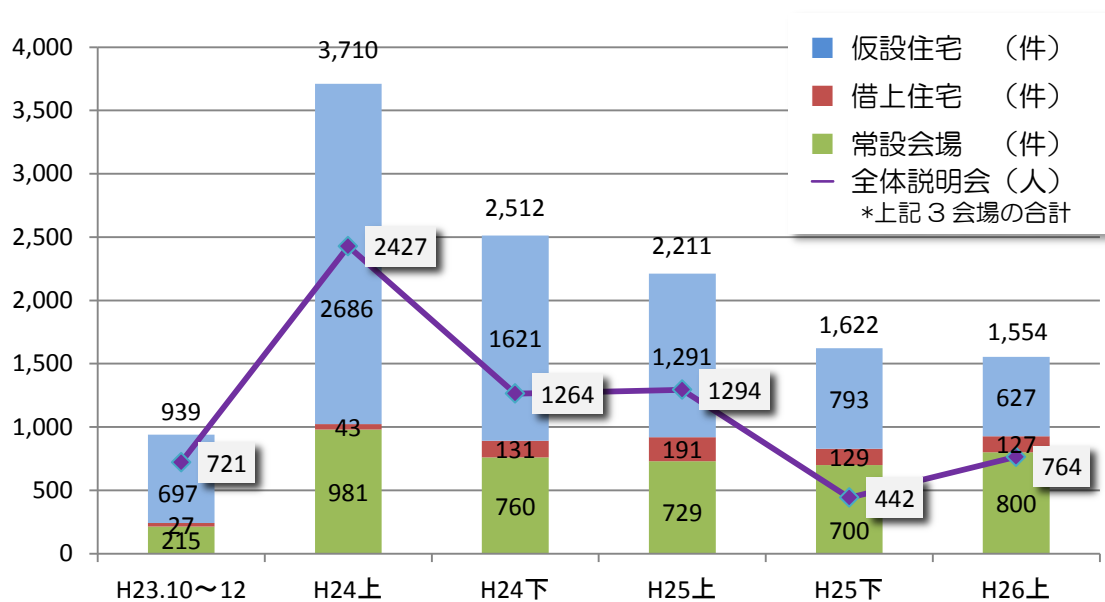
【図表-1】 福島県内における相談会の実施形態

	形態	平成26年上期の状況
① 仮設住宅での相談会	訪問相談チーム（弁護士、行政書士、機構スタッフが構成）が、県内全ての仮設住宅集会所を順次訪問し、説明会を開催するほか、対面式の個別法律相談を実施。説明会では、弁護士が特定のテーマについて被害者の方々に説明を行い、質疑に応答する。	各仮設住宅について12～14巡目となる訪問相談を計295回実施し、説明会には251名、個別相談には627組が参加された。このうち、相談会に参加されたことのある方（継続相談者）は405組と、全相談者の65%を占めた。
② 借上住宅での相談会	県や自治体等が借り上げた住宅に避難されている方々等を対象に、公共施設等の会場で、説明会や対面式の個別法律相談を実施する。	住宅内に逐次設立された自治会等と連携しつつ、延べ37回の相談会を実施し、説明会には513名、個別相談には127組が参加された。 ※継続相談者：52組（全体の43%）
③ 常設会場での相談会	県内主要都市の公共施設等の会場を常設の相談会場とし、定期的に対面式の個別法律相談を実施する。	福島市、郡山市、会津若松市、いわき市、白河市、南相馬市において常設相談会を開催し、800組が個別相談会に参加された。 ※継続相談者：311組（全体の39%）

【図表-2】 個別相談会での相談受付数（福島県内）

	平成26年上期 (H26. 1. 1～H26. 6. 30)	累計 (H23. 10. 31～H26. 6. 30)
① 仮設住宅での相談会	627件	7,715件
② 借上住宅での相談会	127件	648件
③ 常設会場での相談会	800件	4,185件

【図表-3】 福島県の各相談会場における相談受付数



2 福島県外での相談事業

(1) 山形県・新潟県における相談事業

機構は、福島県からの避難者が多い山形県や新潟県においても、それぞれ、平成 23 年 12 月、平成 24 年 2 月以降、弁護士による説明会や相談会を開催してきました。山形県では、延べ 175 回の相談会に 928 組の方々が個別相談に参加されました。新潟県では、延べ 61 回の相談会に 272 組の方々が個別相談に参加されました。

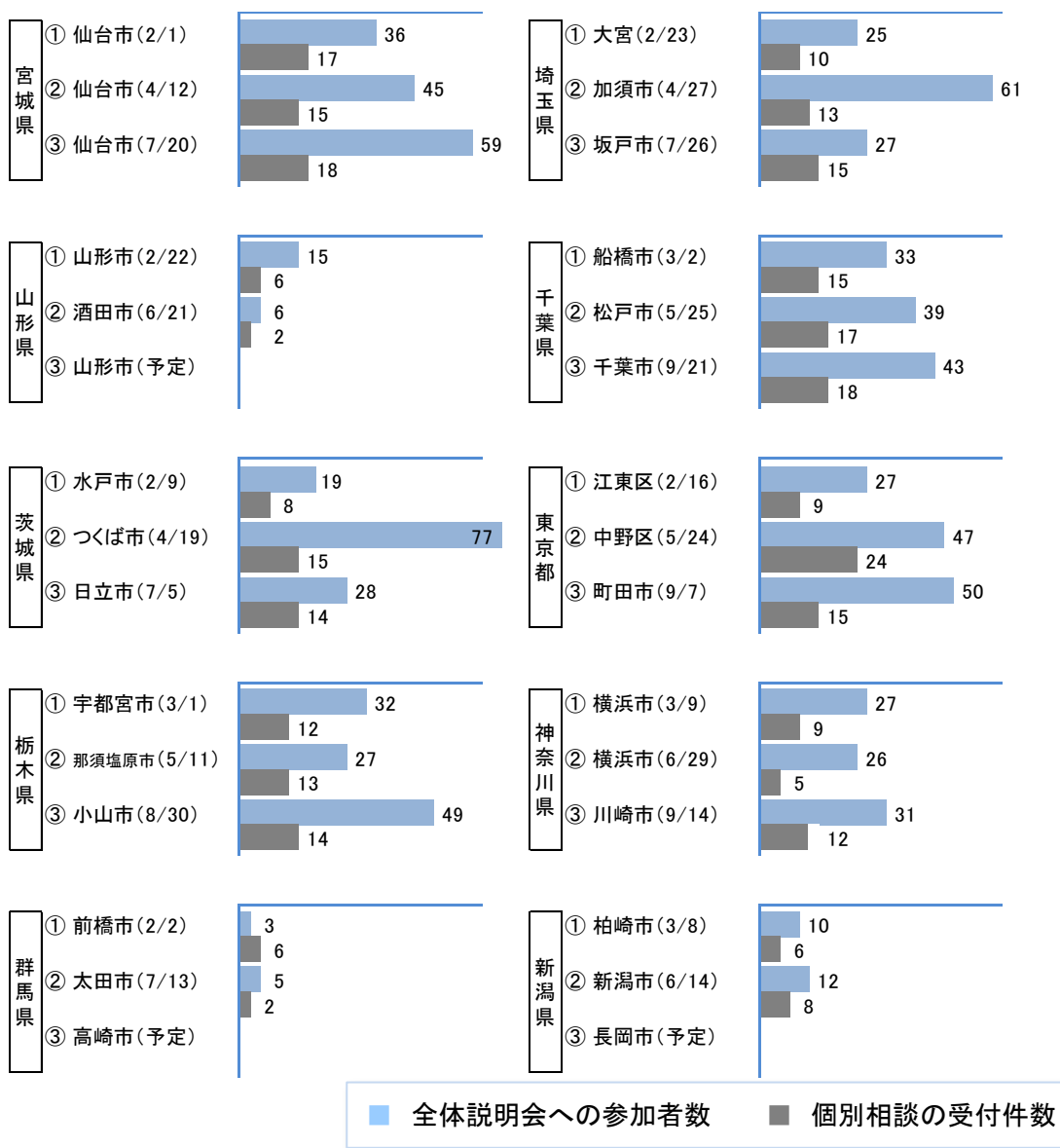
また、平成 26 年上期から、宅地建物等の財物に関する賠償についての説明・相談会を、避難者数の多い上位 10 都県で行うこととしたため（下記（2）参照）、山形県、新潟県における相談事業は財物賠償の説明も織り込みながら実施することとなりました。

(2) 10 都県における不動産賠償説明会・個別相談会

東京電力は、平成 25 年 3 月に、宅地・建物・借地権の損害賠償請求の受付を開始し、さらに、同年 12 月 26 日には、原子力損害賠償紛争審査会により、中間指針第四次追補が発表され、住居確保に係る損害等についての考え方が示されました。

不動産賠償や住居確保損害は、生活再建のために重要な賠償であって被害者の方々の関心も高く、算定の仕方や賠償手続の流れについて全体的な説明が必要と思われたことから、機構は、福島県以外においても、避難指示区域からの避難者の多い 10 都県（東京都、山形県、新潟県、茨城県、千葉県、栃木県、埼玉県、宮城県、神奈川県、群馬県／以上、平成 26 年 7 月時点で避難者数の多い順）において、弁護士及び不動産鑑定士による説明会・相談会を開催することとしました。上記説明会・相談会は、平成 26 年 2 月から 10 都県の主要都市を順次巡回して開催しています。開催地、開催日、参加人数は【図表－4】のとおりです。

【図表-4】 10 都県における不動産賠償説明会・相談会の実績



※本報告書作成時点での実績及び開催決定地を記載していますが、平成 26 年上期の相談件数等の集計に当たっては、同年下期期間の実績は除外しています。

(3) 機構本部（東京）における相談事業

機構では、本部（東京）においても、弁護士による電話や対面での個別相談（週2日）や、行政書士による電話による情報提供（土日祝を含め毎日実施。但し、年末年始は休業）を行っており、全国の被害者の方々や、首都圏に避難されたの方々にご利用いただいています。

(4) 弁護士会委託の相談事業

機構では、全国各地に避難されているの方々に向け、各地の弁護士会と法律相談事業に関する委託契約を締結し、原子力損害賠償に関する無料法律相談を実施しています。

3 相談事業全体の活動実績

このように、機構では、福島県内外を問わず、また個別の対面相談だけではなく、電話による法律相談・情報提供や、時々に関心の高い事項をテーマにする説明会など、様々な場所・方法・開催形態で、被害者の方々の損害賠償請求が円滑に進むように支援をしています。機構の相談事業の実績総数については【図表－5】、相談事業の全体像については【図表－6】をご参照下さい。平成26年上期の機構全体の実績総数は、平成25年下期の実績総数よりも増加しています。

なお、機構の法律相談や情報提供はすべて無料で行っています。

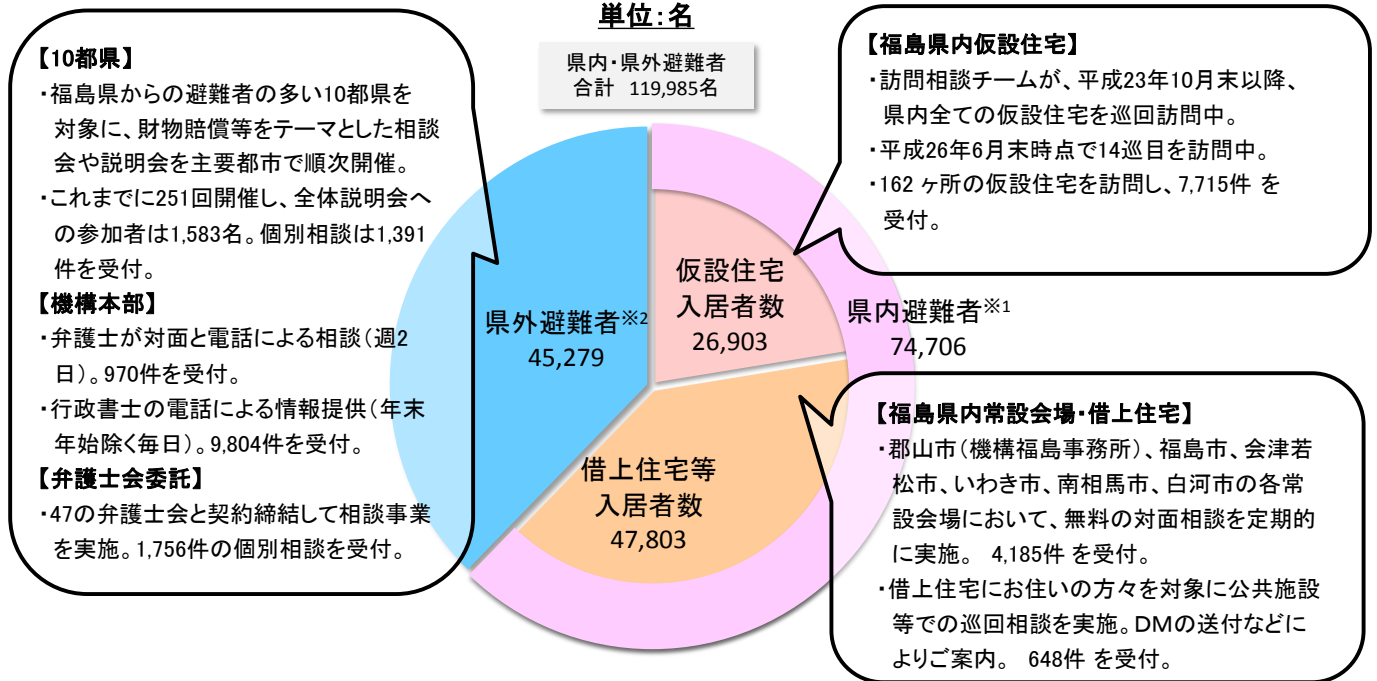
【図表－5】 個別相談・電話受付総数（全国総計）

		H26年上期	H25年下期	H23年からの累計
福島県内	仮設住宅	627 件	793 件	7,715 件
	借上住宅等	127 件	129 件	648 件
	常設会場	800 件	700 件	4,185 件
	小計	1,554 件	1,622 件	12,548 件
福島県外	10都県	343 件	196 件	1,391 件
	各県弁護士会への委託	385 件	437 件	1,756 件
	機構東京本部(相談)	159 件	167 件	970 件
	(情報提供)	1,491 件	1,304 件	9,804 件
	小計	2,378 件	2,104 件	13,921 件
合計		3,932 件	3,726 件	26,469 件

※活動実績の詳細については、参考1をご参照ください。

【図表－6】 機構の相談事業の全体像

機構の相談事業の概要



※表中の数値は、H23年10月31日～H26年6月30日迄の累計値(延べ数)

【実施体制】 1週間あたり：弁護士 延べ約40人、行政書士 延べ約30人、機構 約40人(土日含めて活動)

(出典)※1 福島県災害対策本部HP(H26年6月26日時点) ※2 復興庁「震災による避難者の避難場所別人数調査」(H26年6月24日時点)

第3章 機構に寄せられたご相談内容の概要

1 対象期間

平成26年1月1日～6月30日

2 受付件数

対面による個別相談 : 2,301 件
 電話による個別相談 : 140 件
 電話による情報提供 : 1,491 件 ※いずれも延べ数

3 ご相談者の事故時居住地

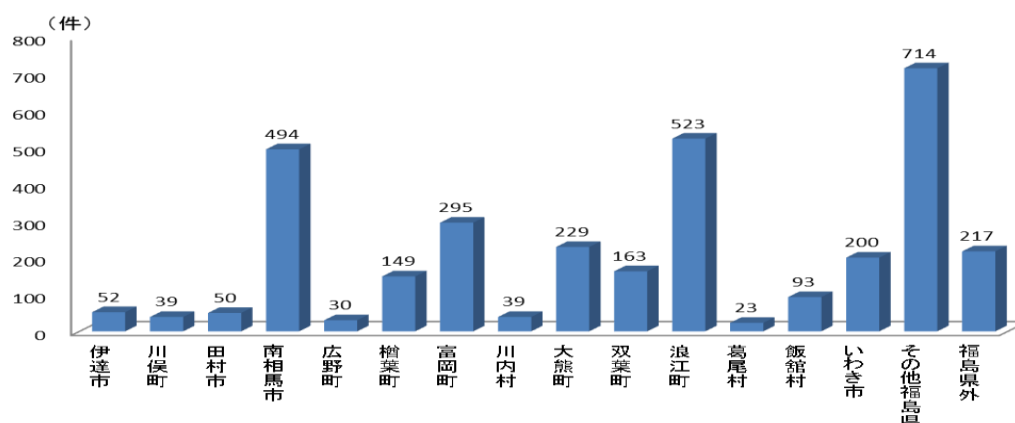
機構にご相談をされた方の、原子力発電所事故発生時の居住地の内訳は以下のとおりです（受付件数の延べ数）。本報告書集計時点で町村全域が避難指示区域となっている町村の方からのお問い合わせが多く、その中では人口の多い浪江町の方からのご相談が最も多くなっています。

【図表－7】 ご相談者の事故時居住地（表）

事故時の居住地	伊達市	川俣町	田村市	南相馬市	広野町	楢葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯館村	いわき市	その他福島県	福島県外
件数	52	39	50	494	30	149	295	39	229	163	523	23	93	200	714	217
H23.3.1時点人口	65,749	15,505	40,234	70,752	5,386	7,676	15,959	2,819	11,570	6,891	20,854	1,524	6,132	341,463	-	-

※H23.3.1 時点人口の出所: 福島県 HP「福島県の推計人口(福島県現住所調査月報)」

【図表－8】 ご相談者の事故時住所地（グラフ）



※ 同じ方からの同一案件での継続的なお問い合わせは1件として集計するなどしていますので、「2 受付件数」の総数より合計数が少なくなっています。

4 ご相談内容等の総数と主な分類

ご相談内容の総数 : 8,455 件

(うち自主的避難に係る相談者からのご要望等 1,384 件、16%)

機構では、ご相談内容を【図表－9】に記載した4つの分野に大別して集計しています。

1回のご相談で複数の分野についてのご相談内容がある場合は、複数項目で計上していますので(複数回答)、ご相談内容の総数は、前期「2 受付件数」よりも多くなっています。

ご相談内容の分野としては、「損害賠償請求の内容に関するもの」が全体の7割弱、「請求手続・支払に関するもの」が2割を占めています。

【図表－9】 ご相談内容の分野別集計

(複数回答)

分類	(件)	構成(%)	
		H26上	H25下
1 損害賠償の内容に関するもの	5,837	69	67
2 請求手続・支払関係	1,721	20	19
3 生活全般関係	491	6	8
4 行政・東電の取り組み姿勢	406	5	6
合計	8,455	100	100

※ 電話による情報提供については、相談会の開催予定等の問い合わせや明らかな間違い電話は除いて集計しています。なお、平成25年下期の報告書までは、電話による情報提供のうち匿名のものを省いていましたが、被害者の声をより幅広く拾い上げるため、本報告書では、ご相談内容の集計にあたり、匿名の相談も含めることにしました。

第4章 ご相談内容の詳細

1 損害賠償の内容に関するもの

「損害賠償の内容に関するもの」に関するご相談については、平成26年上期から、【図表-10】に記載した13の中項目に分けて集計しています。平成26年上期は、「財物価値の減少・喪失」に関するご要望等が「損害賠償の内容に関するもの」全体の約3分の1を占め、最も多くなっています。

平成25年12月26日に発表された中間指針第四次追補において、新たな損害賠償項目として「住居確保に係る損害」（以下「住居確保損害」）が追加され、これを受けて、東京電力が平成26年4月に住居確保損害の賠償基準の概要を発表しました。機構としても、新たな賠償項目の追加に対応するため、平成26年上期から、「損害賠償の内容に関するもの」の中項目に、住居確保損害を新たに加えました（その結果、中項目が12から13になりました）。これまでも、内容的には住居確保損害に該当するようにご相談（例「住居を再取得価格で賠償してほしい」）は、寄せられていましたが、従前は、このようなご相談は、宅地・建物の賠償に関連するものとして「財物価値の減少・喪失」の項目で集計していました。平成26年上期からは、明らかに中間指針第四次追補での住居確保損害に関するご相談と分かるものは、「住居確保損害」として集計しています。

なお、今回、新たな中項目を加えたのを機に、集計の仕方を見直しました。そのため、以下の各表にある平成25年下期の数値は、あくまで参考値であることにご留意下さい。

【図表-10】「損害賠償の内容に関するもの」の項目別内訳

項目	(件)	構成(%)	
		H26上	H25下
1. 精神的損害	406	7	7
2. 生命・身体的損害	328	6	8
3. 一時立入費用・帰宅費用	41	1	1
4. 就労不能損害	372	6	6
5. 除染費用・検査費用	155	3	2
6. 住居確保損害	146	3	
7. 財物価値の喪失・減少	2,085	36	33
8. 生活費増加分・避難費用	747	13	17
9. 営業損害※1	625	11	16
10. 自主的避難※2	119	2	2
11. 対象者要件	143	2	2
12. 損害賠償の終期	231	4	5
13. その他	439	8	2
合計	5,837	100	100

(平成25年下期数値は参考値)

- ※1 「営業損害」の割合が、平成25年下期と比較して減少しているのは、集計方法変更の影響が大きいと考えられます。「田畑・山林」の賠償に関するご相談について、平成25年下期までは「営業損害」の項目で集計していましたが、平成26年上期からは「財物価値の減少・喪失」として集計していません。
- ※2 自主的避難をされた方々から寄せられたご相談等のうち、各損害項目に分類出来ないご要望等の集計であり（分類できるものは当該分類の数に含まれています）、自主避難をされた方々のご相談全体の数ではありません。自主的避難をされた方々のご相談内容の内訳については（参考2）をご参照下さい。

「損害賠償の内容に関するもの」については、13個の中項目ごとに、さらにその内容を細分化した集計等を以下に記載します。

（1）精神的損害について

精神的損害についてのご相談内容の内訳は【図表－11】のとおりです。個別の精神的苦痛を踏まえて賠償してほしいとのご意見が最も多くなっています。

【図表－11】精神的損害に関するご相談内容 （複数回答）

項目		(件)	構成(%)	
			H26上	H25下
精神的 損害	月額慰謝料を増額してほしい(月10万では少ない)	31	7	18
	個別の精神的苦痛を踏まえた賠償をしてほしい	362	80	65
	家族が離れ離れになってしまったことによる精神的苦痛を賠償してほしい	26	6	
	ペットと離れ離れになった、あるいはペットを失ったことによる精神的苦痛を賠償してほしい	11	2	
	その他の精神的損害に関する要望・相談	23	5	17
合計		453	100	100

（H25年下期数値は参考値）

※「精神的損害」という中項目に該当するご相談は、中項目の集計（【図表－10】）においては「精神的損害」に関する1回のご相談を1件として集計していますが、更にその内容を細分化した上記の集計（細分化項目集計）では、1回のご相談につき、【図表－11】に記載した各細分化項目に該当する内容を複数含む場合は複数回答として集計していますので、【図表－10】における精神的損害の相談件数と、【図表－11】の合計件数は必ずしも一致しません。

以下、(2)～(11)における各中項目ごとの細分化項目集計表についても同様です。

(2) 生命・身体的損害について

生命・身体的損害についてのご相談内容の内訳は【図表－12】のとおりです。避難中に発症した病気に関するもの、次に避難中に亡くなった方の死亡慰謝料に関するものと続いています。

【図表－12】 生命・身体的損害に関するご相談内容 (複数回答)

項目		(件)	構成(%)	
			H26上	H25下
生命・ 身体的損害	避難中に発症した疾病の医療費、通院慰謝料ならびに通院交通費を賠償してほしい	158	43	40
	避難生活に伴う既往症の悪化による医療費、慰謝料ならびに通院交通費を賠償してほしい	49	13	14
	避難中に亡くなった方に対する死亡慰謝料を賠償してほしい	98	27	21
	診断書では事故との因果関係が不明または認められないとされた医療費等を賠償してほしい	18	5	8
	子供の将来の健康被害について長期的に賠償してほしい	9	2	6
	避難に伴い自宅から介護施設に入居したり、新たにデイサービスを利用した費用を賠償してほしい	18	5	4
	その他の生命・身体的損害に関する要望・相談	15	4	7
合計		365	100	100

(H25 年下期数値は参考値)

(3) 一時立入費用・帰宅費用について

一時立入費用・帰宅費用についてのご相談内容の内訳は、【図表－13】のとおりです。

【図表－13】 一時立入費用・帰宅費用に関するご相談内容 (複数回答)

項目		(件)	構成(%)	
			H26上	H25下
一時立入 費用・帰宅 費用	月1回又は2回分までしか一時立入費用の賠償を認めないのをおかしい	4	10	32
	その他の一時立入費用・帰宅費用に関する要望・相談	37	90	68
合計		41	100	100

(H25 年下期数値は参考値)

(4) 就労不能損害について

就労不能損害についてのご相談内容の内訳は、【図表－14】のとおりです。就労不能損害を賠償してほしいという基本的なご要望の他には、新たに働いた分の賠償が減らされることへのご不満が高いことがわかります。

【図表－14】就労不能損害に関するご相談内容 (複数回答)

項目		(件)	構成(%)	
			H26上	H25下
就労不能 損害	就労不能に伴う損害を賠償してほしい	323	81	64
	新たに働いた分だけ賠償額を減らすのは止めてほしい	26	7	7
	通勤費用の増加分を賠償してほしい	12	3	6
	異動か退職を迫られて退職した場合等、退職を余儀なくされた場合の就労不能損害を認めてほしい	10	3	11
	その他の就労不能等に伴う損害に関する要望・相談	28	7	11
合計		399	100	100

(H25 年下期数値は参考値)

(5) 除染費用・検査費用について

除染費用・検査費用についてのご相談内容の内訳は、【図表－15】のとおりです。自主的除染費用を賠償してほしいとのご意見が多数を占めています。

なお、東京電力は平成 26 年 9 月 18 日に「自主的除染に係る費用の賠償について」というプレスリリースをし、一定の条件のもと自主的除染費用を賠償する旨を発表しました。

【図表－15】除染費用・検査費用に関するご相談内容 (複数回答)

項目		(件)	構成(%)	
			H26上	H25下
除染費用・ 検査費用	自主的除染費用を賠償してほしい	123	74	74
	線量計・放射線量測定器の購入費を賠償してほしい	26	16	13
	その他の除染費用・検査費用(人)に関する要望・相談	18	11	14
合計		167	100	100

(6) 住居確保損害について

中間指針第四次追補で発表された「住居確保損害」に関するお問い合わせであることが分かるご相談については、平成 26 年上期から新たに追加した本項目で集計しています。住居確保損害についてのご相談内容の内訳は、【図表－16】のとおりです。

住居確保損害には、移住のための費用、帰還に際しての従前の住居の建替・修繕費用、借家に関する費用の種別がありますが、その中では、移住のための土地建物の取得に関

するご相談が最も多くなっています。また、制度内容について知りたいとのご要望も多いことが分かります。

【図表－16】 住居確保損害に関するご相談内容 (複数回答)

項目		(件)	(%)
住居確保 損害	第四次追補に基づく東電基準では賠償額が足りない／住宅の再取得ができない	12	5
	住居確保損害の対象者に該当するか知りたい／認めてほしい	58	24
	移住の合理性が認められるか知りたい／認めてほしい	9	4
	住居確保損害の制度内容について知りたい	72	29
	土地建物の取得に関する相談	85	35
	建替、修繕に関する相談	3	1
	借家に関する相談	5	2
	その他住居確保に関する要望・相談	1	0
合計	245	100	

(7) 財物価値の減少・喪失について

「財物価値の減少・喪失」という中項目に該当するご相談は件数が多いので、まず、本中項目の中での大きな傾向を把握するため、対象財物の種類や、お困りごとの種類別の概要内訳を以下に示します（【図表－17】）。

居住用不動産に関するご相談が多く、お困りごとの種類としても不動産関連が多くなっています。

【図表－17】 財物価値の減少・喪失に関する概要内訳 (複数回答)

項目	(件)	構成(%)	
		H26上	H25下
居住用不動産	838	39	49 ^{※1}
田畑・山林等 ^{※2}	153	7	－
動産(家財道具)	279	13	14
営業用資産(田畑・山林以外) ^{※3}	278	13	－
登記が不完全な不動産に関する相談	164	8	※1に 含まれる
不動産に関する付随的要望	346	16	18
ローン	27	1	2
その他	77	4	17
合計	2,162	100	100

(H25 年下期数値は参考値)

※2、※3 「田畑・山林」、「営業用資産」は、平成 25 年下期までは営業損害の項目で集計していたため、本表での参考値はありません。

次に、件数の多かった不動産関係のご相談につき、その主な内容を詳細化して示します。

① 居住用不動産について

居住用不動産については、価値喪失分を賠償してほしいという基本のご要望の他には、リフォームや特別仕様の設備などを賠償してほしいというご相談が多く寄せられました。

【図表－18】居住用不動産に関する詳細内訳 (複数回答)

項目		(件)	(%)
居住用 不動産	宅地、建物等不動産(庭木を含む)の価値喪失分を賠償してほしい	798	76
	特別仕様等の個別事情を勘案して賠償してほしい	68	6
	事故発生前にリフォームを行った。その資産価値の増加分を勘案して賠償してほしい	74	7
	野生化した家畜等による住宅の被害を賠償してほしい	12	1
	借地権の賠償についての不満、要望	11	1
	帰還に際し必要な住宅等の修理費用を賠償してほしい	55	5
	代替地や移住先を、東電または国で用意してほしい	37	4
合計	1,055	100	

※「居住用不動産」という概要項目に該当するご相談は、概要内訳集計（【図表－17】）としては1回のご相談を1件として集計していますが、更にその内容を詳細化した上記の集計では、1回のご相談が【図表－18】に記載した詳細項目の複数に該当する場合は複数回答として集計していますので、【図表－17】における「居住用不動産」の相談件数と、【図表－18】の合計件数は必ずしも一致しません。

以下、【図表－19】【図表－20】【図表－21】【図表－23】【図表－24】についても同様です。

② 登記に関するご相談について

登記に関するご相談の中では、相続登記等の移転登記の未了に関するご相談が最も多くなっています。

【図表－19】登記が不完全な不動産に関する詳細内訳 (複数回答)

項目		(件)	(%)
登記が 不完全な 不動産に関 する相談	登記の無い不動産を賠償してほしい	69	33
	移転登記未了(相続、売買、贈与等)の不動産を賠償してほしい	95	46
	移転登記手続の関係者調整等が困難	44	21
合計	208	100	

③ 不動産に関する付随的ご要望

不動産賠償全般に関するご要望の中では、固定資産税評価額に一定の倍率をかけるなどの定型評価に基づく賠償額の算定へのご不満が、最も多く寄せられています。

【図表－20】不動産に関する付随的要望に関する詳細内訳

(複数回答)

項目		(件)	(%)
不動産に関する付随的 要望	賠償額を試算してほしい	56	15
	相続登記等の手続きについて教えてほしい	43	12
	定型評価に基づく賠償額は低すぎる	117	32
	建物等の解体費用や家財の処分費用等を賠償してほしい	26	7
	現況と固定資産課税情報や登記情報等の地目、面積等が異なっている場合、現況に則して賠償してほしい	63	17
	不動産を再取得価格で賠償してほしい※	64	17
合計		369	100

※中間指針四次追補における「住居確保損害」に関するご相談であることが明確ではないもの

④ 家財に関するご相談

家財道具に関するご相談内容は、【図表－21】のとおりです。家財道具を賠償してほしいという基本的なご要望の他には、高額家財などの個別事情を汲んでほしいといったご要望が多くなっています。

【図表－21】動産（家財道具）に関するご相談内容

(複数回答)

項目		(件)	(%)
動産 (家財道具)	家財道具等を賠償してほしい	235	52
	高額家財など個別事情を勘案してほしい	108	24
	定型基準に基づく賠償額に納得がいかない	25	6
	事故時に居住していなかったなどの理由により賠償が認められなかった	16	4
	二世帯住宅の家財について適正に賠償してほしい	17	4
	自動車等を賠償してほしい	35	8
	飼っていたペット等を賠償してほしい	14	3
合計		450	100

(8) 生活費増加分・避難費用について

生活費増加分・避難費用についてのご相談についても、まずその概要内訳を【図表-22】で示します。

相談件数の多い、交通費・送料に関するご相談、二重生活等の生活費増加に関するご相談の詳細内訳は、それぞれ【図表-23】、【図表-24】のとおりです。

【図表-22】生活費増加分・避難費用に関するご相談の概要内訳 (複数回答)

項目	(件)	構成(%)	
		H26上	H25下
生活用品	108	11	12
避難生活、二重生活、生活費増加	276	28	24
交通費・送料	363	36	33
その他	249	25	20
合計	996	100	100

(H25 年下期数値は参考値)

【図表-23】避難生活、二重生活、生活費増加に関するご相談内容 (複数回答)

項目		(件)	(%)
避難生活、 二重生活、 生活費増加	避難生活、二重生活に伴う生活費増加分の賠償	280	86
	井戸水・水道水から水道利用・水購入に変更した費用を賠償してほしい	10	3
	自家消費していた野菜、米等の購入費用を賠償してほしい	36	11
合計		326	100

【図表-24】交通費・送料に関するご相談内容 (複数回答)

項目		(件)	(%)
交通費・ 送料	避難時・避難生活で増加した交通費(ガソリン代等)、宅急便代金などを賠償してほしい	357	54
	避難の際に支払った交通費や引越し費用を賠償してほしい	151	23
	家族間で相互訪問した交通費を賠償してほしい	100	15
	看護・見舞い等で増額した交通費を賠償してほしい	28	4
	遠距離となった通学等の交通費増額分を賠償してほしい	20	3
合計		656	100

(9) 営業損害について

営業損害に関するご相談内容の内訳は、【図表-25】のとおりです。加工流通業者・サービス業者からのご相談が多く、ついで農林水産業者からのご相談が多くなっています。

【図表-25】営業損害に関するご相談の概要内訳 (複数回答)

項目	(件)	構成(%)	
		H26上	H25下
加工流通業者・サービス・その他	279	45	39
農林水産業者※	150	24	30
製造業者	20	3	2
観光業者	10	2	0
不動産賃貸業	47	8	6
間接被害	12	2	2
輸出	7	1	2
拒否事例	87	14	16
その他	13	2	2
合計	625	100	100

(H25 年下期数値は参考値)

※農林水産業者からのご相談割合が減っているのは、集計方法変更(「田畑・山林」に関するご相談につき、「営業損害」の項目から「財物価値の減少・喪失」の項目で集計するように変更)の影響と考えられます。

(10) 対象者要件について

対象者要件に関するご相談内容についての内訳は、【図表-26】のとおりです。戻りつもりであった、住民票はないが生活実態はあった、等個別の実態を汲んでほしいとのご相談が多くなっています。

【図表-26】対象者要件に関するご相談内容 (複数回答)

項目	(件)	構成(%)		
		H26上	H25下	
対象者要件	里帰り出産、長期入院等避難等対象区域内に住民票は無いが、生活実態は有る場合は賠償してほしい	41	28	33
	事故時県外などに居たが、避難等対象区域内に自宅等があり、戻る予定であった場合は賠償してほしい	56	38	41
	事故後に結婚や転勤等の理由により自主的避難区域に住まざるを得ない場合も賠償してほしい	0	0	3
	その他の対象者要件に関する要望・相談	49	34	22
合計	146	100	100	

(H25 年下期数値は参考値)

(11) 損害賠償の終期について

損害賠償の終期についてのご相談内容の内訳は、【図表-27】のとおりです。

【図表-27】 損害賠償の終期に関するご相談内容

項目		(件)	構成(%)	
			H26上	H25下
損害賠償の 終期	旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域、南相馬市の一部地域の損害賠償の打ち切りは納得がいかない	57	22	34
	上記の地域の就労不能に伴う損害賠償の終期に関するもの	13	5	
	旧警戒区域内(20km圏内)、計画的避難区域の損害賠償が打ち切られるのは不安だ、納得がいかない	61	24	28
	自主的避難の損害賠償が打ち切られるのは納得がいかない	8	3	5
	進学、転居等によって避難終了と認定され、精神的損害や避難費用等の賠償が打ち切られるのは納得がいかない	34	13	19
	転職等による就労不能等に伴う損害賠償の打ち切りは納得がいかない	10	4	1
	事故前より売り上げが増えた等の理由による営業損害の打ち切りへの不満	17	7	7
	その他の損害賠償の終期に関する要望・相談	55	22	6
合計	255	100	100	

(H25 年下期数値は参考値)

2 請求手続・支払に関するもの

請求手続・支払に関するご相談については、【図表-28】に記載した5つの概要項目に分けて集計しています。その中では、和解仲介の手続きに関するご相談が多くなっています。

【図表-28】 請求手続・支払に関するご相談の概要内訳

(複数回答)

項目	(件)	構成(%)	
		H26上	H25下
請求全般	400	23	19
東電への直接請求	474	28	31
東電の対応	219	13	12
和解仲介	623	36	36
その他	5	0	1
合計	1,721	100	100

(H25 年下期数値は参考値)

請求手続・支払に関するご相談について、より具体的な内容に細分化した集計は、【図表-29】のとおりです。「和解仲介の申立方法を教えてほしい」「東電請求書がわかりにくい。書き方を教えてほしい」など、手続きの方法を教えてほしいとのご相談が上位にきています。

【図表－29】 請求手続・支払に関するご相談内容集計

(複数回答)

項目		(件)	構成(%)	
			H26上	H25下
請求全般	請求方法全般について教えてほしい	315	18	10
	弁護士に依頼する場合のメリット・デメリットや費用、依頼の仕方、不満等について	43	2	3
	時効について教えてほしい	39	2	5
	その他の請求全般に関する要望・相談	15	1	1
東電への直接請求	東電請求書がわかりにくい、不親切。書き方を教えてほしい	171	10	13
	包括請求書の運用(追加請求の可否等)に納得がいけない	10	1	2
	拒否・減額された内容や理由に納得がいけない	101	6	3
	領収書等の証憑が無いとの理由で却下された	104	6	6
	世帯を分割した請求を認めてほしい	17	1	1
	その他の東電請求書や東電基準に対する要望・不満	100	6	6
東電の対応	東電の窓口と本社回答、担当者間で対応が違うのは納得がいけない	34	2	3
	請求したが支払が迅速に行われない	34	2	2
	東電コールセンターの対応が不誠実であるなど、東電窓口に対する不満全般	34	2	4
	その他の東電対応に関する要望・相談	86	5	3
和解仲介	和解仲介の申立方法等を教えてほしい	515	29	24
	東電への直接請求と和解仲介の併用は可能か教えてほしい	29	2	3
	和解仲介の和解案が提示されたが内容に納得がいけない	39	2	2
	和解仲介の審査をもっと迅速に行ってほしい	8	0	2
	その他の和解仲介に関する要望・相談	53	3	5
その他	その他の請求手続・支払に関する要望・相談	5	0	1
合計		1,752	100	100

(H25 年下期数値は参考値)

※ 概要内訳集計 (【図表－28】) としては、1 回のご相談でどこかの概要項目に該当すれば当該概要項目 1 件として集計していますが、更にその内容を細分化した上記の集計では、1 回のご相談が【図表－29】に記載した細分化項目の複数に該当する場合は複数回答として集計していますので、【図表－28】における概要項目の相談件数と、【図表－29】の合計件数は必ずしも一致しません。

以下、3、4における概要内訳とご相談内容集計(細分化項目集計)についても同様です。

3 生活全般に関するご相談

生活全般に関するご相談については、まず【図表－30】に記載した5つの概要項目に分けて集計しています。除染関係、帰還・復興関係、住宅関係の割合が高くなっていますが、突出して多いという傾向はみられません。

【図表－30】生活全般に関するご相談概要内訳

(複数回答)

項目	(件)	構成(%)	
		H26上	H25下
仮設住宅・借上住宅	99	20	24
除染・廃棄物	127	26	22
帰還・復興	108	22	27
健康	70	14	13
その他	87	18	14
合計	491	100	100

(H25 年下期数値は参考値)

生活全般に関するご相談につき、より具体的に細分化した集計は、【図表－31】のとおりです。「故郷へ早期に帰還させてほしい、元の生活に戻してほしい」、「除染を早期に完了してほしい」等のご要望等が寄せられています。

【図表－31】生活全般に関するご相談内容集計

(複数回答)

項目		(件)	構成(%)	
			H26上	H25下
仮設住宅・借上住宅	仮設住宅・借上住宅を改善してほしい	29	5	9
	仮設住宅・借上住宅が狭い、物置がほしい、もう一部屋借りたい	22	4	
	仮設住宅・借上住宅において隣家への音漏れが気になる	5	1	
	仮設住宅の入居期限を出来るだけ継続してほしい	8	1	2
	借上住宅の家賃補助を出来るだけ延長してほしい	27	5	5
	その他の仮設住宅や借上住宅に関する要望・相談	37	7	9
除染・廃棄物	除染を早期に完了してほしい	87	16	12
	放射性物質に汚染された廃棄物の処理方針・方法を明確にしてほしい	15	3	3
	除染するよりその費用を賠償に回してほしい	8	1	2
	その他の除染・廃棄物に関する要望・相談	29	5	8
帰還・復興	故郷へ早期に帰還させてほしい、元の生活に戻してほしい	61	11	14
	インフラを早期に復旧整備してほしい(道路、病院等)	16	3	3
	高速道路の無料化を継続してほしい	17	3	2
	その他の帰還・復興に関する要望・相談	22	4	8
健康	不眠など健康状態が悪化した	43	8	7
	定期健康診断等で長期的に健康状態を把握できるようにしてほしい	12	2	3
	その他の健康に関する要望・相談	17	6	3
その他	雇用の確保や生活再建を支援してほしい	31	6	4
	避難中に嫌がらせ等を受けた	19	3	3
	その他の生活全般関係に関する要望・相談	38	7	6
合計		543	100	100

(H25 年下期数値は参考値)

4 行政・東電の取組姿勢に関するもの

「行政・東電の取組姿勢に関するもの」に関するご相談については、まず【図表－32】に記載した3つの概要項目に分けて集計しています。平成25年下期と比較すると、対象区域に関するご相談が増えています。

【図表－32】 行政・東電の取組姿勢に関する概要内訳 (複数回答)

項目	(件)	構成(%)	
		H26上	H25下
対象区域	135	33	16
情報提供	53	13	15
その他	218	54	69
合計	406	100	100

「行政・東電の取組姿勢に関するもの」に関するご相談につき、より具体的に細分化した集計は、【図表－33】のとおりです。ご要望として多いものは、「警戒区域内の見直しにおいて、賠償について区域毎に差異を設けず一律に賠償してほしい」「東電にもっと誠意ある態度を示してほしい」、「避難等指示区域と自主的避難区域との賠償格差を是正してほしい」等となっています。特に、「警戒区域内の見直しにおいて、賠償について区域毎に差異を設けず一律に賠償してほしい」というご要望については、平成25年下期より大幅にその割合が増えています。

【表-33】行政・東電の取り組み姿勢に関するご相談内容集計

(複数回答)

項目		(件)	構成(%)	
			H26上	H25下
対象区域	避難指示解除見込み時期を明確にしてほしい	10	2	2
	警戒区域内の見直しにおいて、賠償について区域毎に差異を設けずに一律に賠償してほしい	64	15	5
	旧警戒区域と旧緊急時避難準備区域(＋旧屋内退避区域等)との賠償格差を是正してほしい	16	4	3
	避難等指示区域と自主的避難区域との賠償格差を是正してほしい	34	8	5
	その他の区域割りに関する要望・相談	14	3	1
情報提供	各地の放射線量等信頼できる情報を速やかに開示・提供してほしい	20	5	6
	その他の情報提供に関する要望・相談	33	8	9
その他	東電にもっと誠意ある態度を示してほしい	53	13	18
	賠償請求や生活支援等に関して政府、自治体にもっとリーダーシップを取ってほしい	26	6	11
	支払われる賠償金に対して、税制上の特例措置を講じてほしい	13	3	5
	復興住宅や仮の町構想を早期に実現してほしい	22	5	6
	その他の行政・東電の取組姿勢に対する要望・相談	118	28	30
合計		423	100	100

以 上

(参考1)

相談事業の活動実績

1. 訪問相談チーム

「訪問相談チーム」が福島県内の仮設住宅集会所等を順次訪問し、無料の法律相談を実施しています。

(1) 福島県内 仮設住宅： 162か所(約13,184世帯)

※数値はいずれも延べ数

	平成26年上期 (H26.1.1～6.30)	平成25年下期 (H25.7.1～12.31)	累計 (H23.10.31～H26.6.30)
実施回数	295回	309回	1,706回
説明会参加者数	251名	167名	4,751名
個別相談受付数	627件	793件	7,715件
派遣人数	弁護士： 168名 行政書士： 168名	弁護士： 208名 行政書士： 208名	弁護士： 1,944名 行政書士： 1,628名

(2) 福島県内 借上住宅等： 38か所

※数値はいずれも延べ数

	平成26年上期 (H26.1.1～6.30)	平成25年下期 (H25.7.1～12.31)	累計 (H23.10.31～H26.6.30)
実施回数	37回	40回	165回
説明会参加者数	513名	275名	2,161名
個別相談受付数	127件	129件	648件
派遣人数	弁護士： 43名 行政書士： 33名	弁護士： 41名 行政書士： 39名	弁護士： 211名 行政書士： 190名

(3) 福島県以外： 10都県

※数値はいずれも延べ数

	平成26年上期 (H26.1.1～6.30)	平成25年下期 (H25.7.1～12.31)	累計 (H23.10.31～H26.6.30)
実施回数	59回	39回	251回
説明会参加者数	713名	226名	1,583名
個別相談受付数	343件	196件	1,391件
派遣人数	弁護士： 111名 行政書士： 0名 不動産鑑定士 29名	弁護士： 54名 行政書士： 0名 不動産鑑定士 3名	弁護士： 433名 行政書士： 14名 不動産鑑定士 32名

2. 機構福島事務所及び県内主要都市

- 機構福島事務所(郡山市)及び福島市、会津若松市、いわき市、南相馬市、白河市の常設会場における弁護士無料相談

※数値はいずれも延べ数

	平成26年上期 (H26.1.1～6.30)	平成25年下期 (H25.7.1～12.31)	累計 (H23.10.31～H26.6.30)
個別相談受付数	800件	700件	4,185件
派遣人数	弁護士： 202名 行政書士： 129名	弁護士： 186名 行政書士： 115名	弁護士： 1,066名 行政書士： 576名

3. 機構東京本部

● 行政書士による賠償請求に関する無料の情報提供(電話)

※数値はいずれも延べ数

	平成26年上期 (H26.1.1～6.30)	平成25年下期 (H25.7.1～12.31)	累計 (H23.10.31～H26.6.30)
受付件数	1,491 件	1,304 件	9,804 件
行政書士派遣人数	327 名	340 名	2,019 名

● 弁護士による無料相談

※数値はいずれも延べ数

	平成26年上期 (H26.1.1～6.30)	平成25年下期 (H25.7.1～12.31)	累計 (H23.10.31～H26.6.30)
個別相談受付数	159件(対面19、電話140)	167件(対面28、電話139)	970件(対面155、電話815)
弁護士派遣人数	100 名	103 名	531 名

4. 機構の委託による各県弁護士会の相談事業

● 弁護士による無料相談

※数値はいずれも延べ数

	平成26年上期 (1月1日～6月30日)	平成25年下期 (H25.7.1～12.31)	累計* (H23.10.31～H26.6.30)
個別相談受付数	385 件	437 件	1,756 件

*累計の内訳(件): 東京都359、新潟県369、宮城県233、神奈川県161、大阪府144、茨城県99、岡山県84、北海道92、群馬県45、栃木県50、岩手県29、長野県25、秋田県16、静岡県15、奈良県9、山梨県8、山口県4、鹿児島県5、兵庫県2、香川県2、石川県1、岐阜県3、徳島県1

5. 機構の全相談事業における相談・情報提供の受付件数

※数値はいずれも延べ数

		H26年上期	H25年下期	H23年からの累計
福島県内	仮設住宅	627 件	793 件	7,715 件
	借上住宅等	127 件	129 件	648 件
	常設会場	800 件	700 件	4,185 件
	小計	1,554 件	1,622 件	12,548 件
福島県外	10都県	343 件	196 件	1,391 件
	各県弁護士会への委託	385 件	437 件	1,756 件
	機構東京本部(相談)	159 件	167 件	970 件
	(情報提供)	1,491 件	1,304 件	9,804 件
	小計	2,378 件	2,104 件	13,921 件
合計	3,932 件	3,726 件	26,469 件	

自主的避難の方々からのご相談内容

集計対象 : 県内外での相談事業(面談、電話)を通じて寄せられたもの(複数回答あり)

対象期間 : H26年1月～6月

総数 : 1,384件

H26

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	計	割合(%)
損害賠償請求に関するもの	109	208	175	150	172	133	947	68%
財物価値の喪失・減少	5	16	9	9	6	4	49	4%
生活費増加分・避難費用	52	104	83	71	87	83	480	35%
精神的損害	5	19	7	13	20	12	76	5%
営業損害等	5	9	6	7	6	1	34	2%
生命・身体的損害	4	10	7	5	4	1	31	2%
就労不能等に伴う損害	16	18	16	16	18	14	98	7%
自主的避難(注)	9	17	33	15	21	7	102	7%
除染費用・検査費用(人)等	3	5	8	6	5	4	31	2%
一時立入費用・帰宅費用	2	2	2	4	2	4	16	1%
その他	0	3	2	2	0	2	9	1%
対象者要件	3	3	0	2	1	0	9	1%
損害賠償の終期	5	2	2	0	2	1	12	1%
請求手続・支払に関するもの	44	52	49	36	61	29	271	20%
請求全般	10	18	10	12	13	6	69	5%
東電請求書	3	3	2	6	7	5	26	2%
東電対応	1	1	3	1	0	0	6	0%
和解仲介	29	30	34	17	41	18	169	12%
その他	1	0	0	0	0	0	1	0%
生活全般に関するもの	23	13	17	10	15	16	94	7%
帰還・復興	4	3	0	1	1	2	11	1%
除染・廃棄物	5	4	8	6	5	4	32	2%
仮設住宅・借上住宅	5	4	1	1	5	5	21	2%
健康	7	1	3	0	3	5	19	1%
その他	2	1	5	2	1	0	11	1%
行政・東電の取組姿勢に関するもの	13	9	21	9	13	7	72	5%
対象区域	2	0	6	6	3	1	18	1%
情報提供	6	6	8	1	2	2	25	2%
ADR	-	-	-	-	-	-	-	0%
その他	5	3	7	2	8	4	29	2%
合計	189	282	262	205	261	185	1,384	100%